

日
米
原
子
力
協
定

入江啓四郎

シ リ ス ト

目 次

略式署名までの経緯
援助の目的と方法

日本の負担した義務
自主原則と交換公文

協定の効力発生要件

略式署名までの経緯

初めに原子力平和利用協定が成立するまでに、どういう経緯があったかを見ておきたい。原子力の平和利用は、原子兵器の規制とともに、国際連合が最初から課題として、とり上げたものであった（一九四六・一・二十四の総会決議）。しかし原子兵器の規制問題と切りはなし、原子力の平和的利用を促進するため、国際原子力機関の設置を提唱したのは、アイゼンハーウィー大統領である（第八回国連総会、一九五三・一二・八）。この基本構想は、国際原子力機関を設け、諸国がその保有する通常のウラニウムや、核分裂物質を供出して、国際原子力機関で、これ

を保管、貯蔵し、そして平和的、人道的目的のために利用する道を講ずるというものであった。

アイゼンハーウィー大統領の提唱を契機として、その後特にアメリカ、ソ連邦の両政府間に原則論について対立があったが、第九回国連総会中、アメリカ代表は、国際原子力機関の設置に先立ち、他国で実験用原子炉の燃料にあてるため、U-235を100キログラム提供する用意がある旨声明した（一九五四・一・一五及び一二・四）。総会も満場一致で平和的利用に関する決議を採択し（一二・四）、アメリカ大統領の創意を汲んで

国際原子力機関の設置を促進することとした。諮問委員会の設置とその会合（一九五五・一・一七より二・二八）及びシンハーウィー大統領である（第八回国連総会、一九五三・一二・八）。この基本構想は、国際原子力機関を設け、諸国がその保有する通常のウラニウムや、核分裂物質を供出して、国際原子力機関で、これ

子力平和利用の問題」に詳述）

このようにアメリカ政府は、一方では国際連合を通じ、国際原子力機関を設置して、一般的な国際協力による原子力の平和利用を考慮することも、他方ではその成立に先立ち、二国間方式により自らの政策目的を達成しようとしたのであり、よって日本にたいしても、本年一月

十一日、アメリカ大使館から、各種の原子力訓練計画とともに、原子力物質の配分を含む実験用原子炉の建設技術援助計画を通報して來た。

その後アメリカ・トルコ間の協定を最初として（一九五五・五・三）、諸国との間に次々と同種の協定が略式署名され日本との協定（六・二二）タイ国との協定（七・一一）で、協定国は三十ヵ国近くになつた。

いずれの協力協定も、最初は略式署名である。略式署名は、条約の内容を一応確立し、後日正式に全権の署名に備え、或は修正の余地を残す場合、その他便宜の必要によるものであつて、通常仮調印といわれるけれども、全権が略式署名すれば、議会も満場一致で、議員会も開催される（第一二三条a、c）。つまり協定案は、議員会の事前承認を経るのであり、期間内にその承認があるか、異議がなく三十日の期間を過ぎれば、協定の当事国が署名し、国際条約として成立するわけである（署名の外に調印が行われるか否かは、別問題である）。

原子力法上、協定案の作成者は、原子力委員会であり、日本協力協定では、委員会がアメリカ政府を代表して、一方の当事者となることになつてゐる。

成立した協力協定の実施要件についてある最高機関の構成員や、総会の代表は後に批准のところ述べる。

資料第四卷第七号「国際連合における原

子力平和利用の問題」に詳述）

数は未定のままであり、大臣協議会の表

決手続も未決であった。そこで改めて六カ国外相会議を開いて、これを解決した

後四月十八日に署名されたのであるが、略式署名の際、全文九十三カ条であった主条約は、署名の時には全文一〇〇カ条となつた。

アメリカ及び諸国間の原子力平和利用協定が、先ず略式署名の方式をとったのは、アメリカ改正原子力法（一九五四・八・三〇発効）の規定によるのではない

かと思われる。改正原子力法によれば、アメリカ原子力委員会は、大統領にたいし書とともに提出すると、この協定案は大統領の同意書とともに、連邦議会原子力合同委員会に提出された後、議会開期

中、三十日を経ねばならぬことになつてゐる（第一二三条a、c）。つまり協定案は、議員会の事前承認を経るのであり、期間内にその承認があるか、異議がなく三十日の期間を過ぎれば、協定の当事国が署名し、国際条約として成立するわけである（署名の外に調印が行われるか否かは、別問題である）。

原子力法上、協定案の作成者は、原子力委員会であり、日本協力協定では、委員会がアメリカ政府を代表して、一方の当事者となることになつてゐる。

成立した協力協定の実施要件についてある最高機関の構成員や、総会の代表は後に批准のところ述べる。

1955.8.1

援助の目的と方法

日本原子力平和利用協力協定は、原人道的利用（humanitarian uses）を目的として、研究と実験のためアメリカが日本にたいして、一定の協力を行なうことを約定したものである。

アメリカの協力は、原子力の民事的、平和的、人道的利用の分野で、研究及び実験のために行われる（協定の題名、前文、第三条A）。そのことは他面では、協定の目的物が原子兵器のために使用されたり、原子兵器の研究、その発達、又は他の軍事的目的に使用されなければならないことを意味する（第八条B、アメリカ改正原子力法第一二三条a3）。

原子兵器は、本質的に攻撃兵器であり侵略にたいする防衛の場合ならその使用は認めるとの理論が成立するとしても（一九五四・六・一、国連軍縮小委員会にたいする英仏共同提案、一九五五・五・一〇、同ソ連邦の対案）、日本固有の意思として、その使用、研究、発達を意図するということないのであるから、協定の軍事的使用禁止条項は、実質上は日本にたいして別段の制約を課したことにはならない。ただ原子力の開発及び使用に関する研究は、その性質上、民事的軍事的の両分野に通ずることが少くない（イ）一般的な研究及び応用、（ロ）医学的

であろうから、軍事目的の解釈を拡張して、平和的利用についての研究を妨げることがあってはならない。したがってここでは、固有の軍事目的に使用しない意味に限定的に解釈すべきであろう。

アメリカによる協力の方法は、第一に濃縮ウラニウム一二三五の貸与（最初の貸与及び代換貸与）である。U一二三五の濃度は、最大限100パーセントであり、貸

与の分量は、「何時でも」(at any time)六キログラムを越えない。尤も代換追加量は、別である（第三条）。六キログラムは、限度を示しただけであって、その範囲内でも、日本の要請する量を越えるものではない（交換公文、貸借（lend）の条件は、これに伴う役務、費用、船積

及び引渡条件などとともに、別に細目が取極められなければならない（第三条D）。通常の用例を見て、この場合、貸借は、有償の貸借、即ち賃貸借を意味しよう。

協力の方法は、第二に実験用原子炉の建設と操作に必要とされる原子炉資材の売却又は貸与である。売却又は貸与、これに伴う役務の条件について、別に協定さることとは、前の場合と同様である（第四条）。

協力の方法は、第三に情報の提供である。情報は双方交換するのであって、相互に

の建設と操作に限られるることは、U一二三五の供与分量が限られていることとともに、その利用が、ほとんど小規模の研究と実験の段階に止まることを意味しよう。

日本原子力協定は、日本学術会議の三原則、即ち公開性、自主性及び民主性の三点と矛盾はせぬかということは、特に学界で直しく論じられた。ここでは協定により日本の受けた義務又は制約、アメリカの留保した権利について、国連規定を吟味しながら、そうした問題にも触れることとしよう。

第一に日本は、貸与された資材の保管及び原子炉の操作について、十分な管理責任を負う（第三条A末段）。その保管、管理責任は、協定により貸与又は売却された目的物を他に転用することなく合意された目的のために維持し、使用することを含む（第七条A、B、第八条A）。軍事的目的のために、これを使用しては

リスト

1955. 8. 1

ならないことは、先に指摘したとおりである（第八条B）。

第二に授権に関する制約がある。日本政府は、自己の管轄下にある個人又は民間機関にたいし、実験用原子炉の建設及び操作につき授権し（authorize）。アメリカ機関又はその管轄下にいる者は、日本政府から授権されたものにたいし、協定の目的物を移転し得るのであるが（第三条A、第四条、第五条）。授権は日本政府が単独に決定するものではなく、アメリカ政府と協議の上決定するのである（第三条A）。そこに一部の憂慮があり、よつて授権の相手方を選定するについては、自主性と民主性が要望されるわけである。

第三に管理義務の別様として、移転の禁止がある。即ち貨与又は売却された資材、設備、装置が、授権されない者に移転されたり、日本の管轄外に移転されではならない。尤も外国にたいする移転は、アメリカの同意があるときは別である（第八条B）。この移転禁止条項は、改正原子力法の移転禁止規定を吸収したものである（第一二三条a4）。

第四に日本は、一定の年次報告義務を負い、アメリカは観察の権利がある。即ち日本は、原子炉の運営実績について記録を作り、アメリカ原子力委員会にたいして年次報告を行うのであり、他方では原子力委員が、貨与資材の状態や使用状

況を隨時観察し、又原子炉の運転状態を観察する（第七条C）。文法的には「隨時」（��々、from time to time）観察するのは、貨与資材の状態と使用についてだけとなつてゐる。

第五に機密の保持問題がある。これについては、情報の交換に関連して規定がなされている。機密資料（Restricted Data）とは、原子力法の定義（第九条）に従うのであるが（第一条D）、機密資料を通報せざり、又機密資料の通報を伴う供与を行わないというのは（第六条）、日本として、別段異議はない。けれども情報交換の条件として、日本及びアメリカの国際法令及び許可の要件にしたがわねばならぬとしたことは（第五条B）、若干問題となる。

アメリカが、その指定する機密資料を日本に供与しないかぎりは、日本として何ら機密保持の制約を受ける事由はないが、しかし改正原子力法では、原子力委員会が、国際協定に基いて、機密資料を外国に配布し得る権限があり（第一四四条a））そうした機密資料は、授権されない者は移転してはならないことになつてゐる。そして相手国は、これについて保障を与えるなければならない（第一二三条a4）。アメリカとしては、機密資料の通報や、機密資料の通報を伴う供与を行ふ義務はないが、自発的に行なう自由まで奪われているとは解釈され

い。そうした場合、日本はアメリカ原子力法の規定する機密保障要件に従わなければならぬのである。或はそのため、国内立法を必要とするかも知れない。しかしそれは公開原則に反するのであるから、公開原則に徹底しようとすれば、協定の規定するところ、機密資料の通報をなさざる。

機密資料（the irradiated fuel elements）の形状と内容は、特に合意された場合の外は、原子炉から取出した後、アメリカ原子力委員会に引渡されるまでの間は、変更してはならないとされている（第三条C）。

次に協定の終了に伴う返還がある。貸与された目的物は、日本の費用負担と放射能の危険にたいす安全保証責任の下に、原子力委員会の指摘する場所で、引渡されねばならない（第九条）。

自立原則と交換公文

第一に協定の有効期間は、トルコ協定その他同種の協定が、何れも十年としたのにたいし、日本との協定は、初期五年間とし、両政府の合意があれば、合意されたところに従つて、更新され得ることとした（第九条前段）。有効期間を五年としたのは、長期の協定によつて、日本の自主的な原子力研究や原子力事業を拘束しないとする主意である。

第二に研究及び実験段階に次いで、実用段階に入った場合、さらには米協力を続けるか否かについては、交換公文で取極めた。これは形式論及び實質論より検討する必要がある。

先づ形式論であるが、トルコ協定は、同じ性質の事項を交換公文によってではなく、協定の本文として取極めた（第九条）。日米交換公文は、交換公文「案」ではなく、現実に井口大使の署名ある往簡と、ロバートソン國務次官補の署名あ

1955.8.1

リスト

る復縫より成っているのであって、形式的には既に両国政府による意思の合致を示すものであり、かつ両国政府を拘束するのであるが、しかし本協定の発効に関するものであるから、本協定が実施されないかぎりは、無意味である。

次に交換公文の内容であるが、そのうち濃縮ウラン二三五の貿易量は、日本政府の要請する量を越えないとするものであることは、先に指摘したとおりである。重要なのは、原子炉の実用段階における協力問題であって、トルコ協定では最初の協力協定から進んで、トルコ、アメリカ両国が動力用原子炉の設計、建設及び操作に拡大された一層の協力を考慮するようになることを希望し、かつ期待する所し、したがつて両国は、トルコでの原子力による動力生産に関する追加協定を結ぶ可能性について、隨時相互に協議することを約した（第九条）。

このようにトルコ協定は、将来の協力について、両締約国が約束し、したがつてトルコもその拘束を受けるのであり、又単に追加協定を結ぶ可能性について協議するだけであるが、協力を希望し、期待し、そして協議することを約束したのであるから、そういう協議を拒否することはできないであろう。

日本では、このような協定の条項は将来にわたり日本の自主性を拘束するものとして、少からず異論が出た。そこで交

換公文の表現上も、トルコ協定の条項とはかなり變ったものにされた。即ち将来「もし日本が希望するならば」日本における原子力からの動力生産に関する協力のために、追加協定する可能性について「日本政府は」、アメリカ政府（原子力委員会）と「協議することができる」旨の「日本政府の了解」を承認するとした。

この文面によれば、追加協定の可能性（the feasibility of additional agreements）に関する協議は、日本政府の一方的意願にかかるのであり、したがつて法的には日本を拘束するものではない。

國際協定により表現された事項が、法的拘束力がなく、單に道義的、政治的意義しかない場合でも、希望された事項が何等かの要請（時には圧力）によって具體化する所は、日米安全保障条約の「前文」で、日本の漸増的自衛力強化に関するアメリカの「期待」が、現実となつた事が一例を示している。しかし結果それは、日本の意思に帰するのであって、日本自らその期待に応じたことになる。

交換公文も、形式的には二国間協定としての效力をもつが、法的に日本を拘束する事項を内容とするものではない。追加協力を申し出るか出ないか、また協力を条件に応ずるか応じないかは、日本が自動的に決定し得ることである。

換公文の表現上も、トルコ協定の条項とはかなり變ったものにされた。即ち将来

協定の効力発生要件

日本協力協定は、まだ略式署名されたために、追加協定する可能性について「日本政府は」、アメリカ政府（原子力委員会）と「協議することができる」旨の「日本政府の了解」を承認するとした。

日本協力協定は、各当事国において、この協定に法的効力を与えるためには、両国の権限ある代表によつて署名されなければならない。

協定は、『この協定は、各当事国において、この協定に法的効力を与えるためには、両国の権限ある代表によつて署名されなければならない』。

日本協力協定は、アメリカとしては日本国政府及びアメリカ合衆国政府の間に必要な一切の憲法上又は法律上の手続が完了したことを確認する旨の公文が、日本國政府及びアメリカ合衆国政府の間で交換された日に効力を生ずる』としている（第九条冒頭）。

協定の内容に見て、日本では、憲法の規定するところにより、国会の承認を経なければならぬ。しかしながら日本では、原子力法により行政府（原子力委員会）に協定の締結権限が委任されているのであるから、アメリカ憲法の規定する手続き即ち上院の承認を必要としない。アメリカの国内法上は、原子力法に基く国際協定は、執行協定（行政協定）である。そのような例は、数々ある。例えば日米相互防衛援助協定（一九五四・三・八）は

田米原子力協定は、アメリカとしては日本協力協定は、各当事国において、この協定に法的効力を与えるためには、両国の権限ある代表によつて署名されなければならない。それは先にも触れたとおり、協定案は、大統領の同意書とともに連邦議会原子力合同委員会に提出された後、議会開期中、三十日を経なければならぬ。それは先にも触れたとおり、協定案は、大統領の同意書とともに連邦議会原子力合同委員会に提出された後、議会開期中、三十日を経なければならぬことである（第一一二三条）。日本協定は、憲法上の手続といふのは、日本についていい、法律上の手続（statutory procedures）といふのは、アメリカについていふことにならう。

協定案は英文であり、略式署名も英文の協定案にたいして行われた。しかし署名の場合は、平等主権を有する二国間条約の常例により、両国語文の協定を作成して、これに署名すればことならねばならない。日米安全保障条約も、これに基く行政協定も、ともに日米両国文で作成された（条約及び協定の各末文参照）。そうした場合は、正文条項の有無にかかわらず、何れの条約文も正文である。行政協定は、日英両文ともに正文であると明示しており、安全保障条約には特にそうした表現はないが、両文ともに正文であることに変わりはない。サン・フランシスコ

を批准した（一九五四・四・三〇批准、五・一実施、協定第一一条第一項）。

アメリカと諸外国との經濟・軍事援助関係協定には、同じく片面的批准のものが少くない。

田米原子力協定は、アメリカとしては日本協力協定は、各当事国において、この協定に法的効力を与えるためには、両国の権限ある代表によつて署名されなければならない。それは先にも触れたとおり、協定案は、大統領の同意書とともに連邦議会原子力合同委員会に提出された後、議会開期中、三十日を経なければならぬ。それは先にも触れたとおり、協定案は、大統領の同意書とともに連邦議会原子力合同委員会に提出された後、議会開期中、三十日を経なければならぬことである（第一一二三条）。日本協定は、憲法上の手続といふのは、日本についていい、法律上の手続（statutory procedures）といふのは、アメリカについていふことにならう。

協定案は英文であり、略式署名も英文の協定案にたいして行われた。しかし署名の場合は、平等主権を有する二国間条約の常例により、両国語文の協定を作成して、これに署名すればことならねばならない。日米安全保障条約も、これに基く行政協定も、ともに日米両国文で作成された（条約及び協定の各末文参照）。そうした場合は、正文条項の有無にかかわらず、何れの条約文も正文である。行政協定は、日英両文ともに正文であると明示しており、安全保障条約には特にそうした表現はないが、両文ともに正文であることに変わりはない。サン・フランシスコ

講和条約が、日本語によつても作成されながら、日本語条約文が正文としての効力がないのは、特にその旨表示されているからである（条約未文）。

協定の当事国は、自國語の正文に拘束されるのであるが、日米原子力協定のようないくつかの定義について、アメリカの原子力法を準拠法として援用している場合は、日本語の表現はどうあるうと、それに従わなければならない（第一条D）。

日米原子力協定が双方の国内的手続を完了した上は、それを確認する旨の公文を交換した日から実施されることにならる。

【参考資料】

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮訳）

原子力の平和的利用は、人類すべてに

で、日本国政府及びアメリカ合衆国政府

は、原子力の平和的利用の発達のため相互に協力をすることを希望するので、数種の実験用原子炉（この協定の第一条に定義するところによる。）の設計及び応用が進んでいるので、実験用原子炉は、研究に必要な量の放射性同位元素の生産、

基本条項を定めているだけであつて、実施の細目については、別に取組められなければならない。細目協定が本協定の予定した範囲を出ることなく、単に技術的に取組めるに過ぎない場合は、日本から見ても行政協定であり、純法律論的には国会の承認を必要としない。けれども追加協定が、新たな権利義務を設定するか否かは、微妙な問題であつて、よほど明白な場合を除き、関係事項の重要性に見えて、国会の承認手続をとることが望ましくもあり、必要なこともある。

（筆者・愛知大学教授）

協定は、原子力の平和的利用について

子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、前記の計画について日本政府を援助することを希望するので、

に取組めるに過ぎない場合は、日本から見ても行政協定であり、純法律論的には

ることを希望するので、また、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、前記の計画について日本政府を援助することを希望するので、両当事者は、次のとおり協定する。

第一条

この協定の適用上

A 「合衆国原子力委員会」とは、合衆国原子力委員会又は正当に委任を受けたその代表者をいう。

B 「設備及び装置」とは、機械又は器具をいい、この協定で定義する実験用原子炉及びその構成部品を含む。

C 「実験用原子炉」とは、一般的な研究及び応用の目的、医学的治療又は核科学及び技術における訓練のための中性子その他の放射性物質の生産のために設計された原子炉をいう。この中には、動力用原子炉、動力試験用原子炉又は特殊核分裂性物質の生産を第一次の目的として設計された原子炉は、含まれない。

D 「機密資料」、「原子兵器」及び「特殊核分裂性物質」という用語は、この協定においては、千九百五十四年合衆国

原子力法で定義するところに従つて用いる。

第二条

この協定の当事者は、第六条の制限を条件として、次の分野における情報

を交換する。

A 実験用原子炉の設計、建設及び操作並びに研究上、応用上及び技術上の用具としての並びに医学的治療のためのそれらの原子炉の使用

B 実験用原子炉の操作及び使用に関する健康上及び安全上の問題

C 物理学的及び生物学的研究、医学的治療、農業並びに工業における放射性同位元素の使用

第三条

A 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、日本国政府が合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府と協議の上建設することを決定する実験用原子炉

を操作するための最初の燃料及び取替えの燃料として必要な同位元素U-235を濃縮したウランで原子炉の平和的利用に関連する実験のため必要なものをこの協定に定める条件に従つて日本国政府に賃貸する。合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、また、日本国政府が合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府と協議の上その管轄の下にある個人又は民間機関に対し実験用原子炉の建設及び操作につき授権することを決定するときは、その実験用原子炉を操作するための最初の燃料及び取替えの燃料として必要な同位

リスト

1955.8.1

元素U-120三十五を濃縮したウランを、この協定に定める条件に従つて、かつ、日本国政府がこの協定の規定及び質貸借取極の関係規定を守ることができるように、資材及び原子炉の操作について絶えず十分な管理を維持することを条件として、日本国政府に質貸する。

B 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府によつて移動され、かつ、日本国政府が保管する同元素U-120三十五を濃縮したウランの量は、いかなる場合にも、U-20三十五を最大限二十ペーセントまで濃縮したウランの中に含まれるU-120三十五の六キログラムをこえないものとする。ただし、この物質の六キログラムの最大限の効用を可能にすることが合衆国原子力委員会によつて代表される合衆国政府の意図するところであるので、取り替えられた燃料要素が日本において放射能を減退している間又は燃料要素が運送されている間も原子炉の効果的かつ継続的な操作を行うため必要であると合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が認める追加量を加えるものとする。

合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府が質貸したU-120三十五を含有する燃料要素が取

替えを必要とするときは、その燃料要素は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に返還されるものとし、放射能を失つた燃料要素の形状及び内容は、合意される場合を除き、原子炉から取り出した後合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に引き渡されるまでの間は、変更してはならない。

D 同位元素U-120三十五を濃縮したウランのこの条の規定に基く質貸借は、相互間で合意する費用並びに相互間で合意する船積及び引渡しに関する条により、かつ、第七条及び第八条に定める条件に従つて行われるものとする。

E 合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府は、その対象に関して、合衆国政府は、その管轄の下にある者が、日本国政府並びにその管轄の下にある者で同政府により資材（設備及び装置を含む）の受領及び所有並びに役務の利用につき授権されることがあるものに対し次の条件に従つて、当該資材も移動し、輸出し、及び当該役務を提供することを許可することが了解される。

A 第六条の制限

B 日本国政府及びアメリカ合衆国政府の関係法令及び許可のための要件

機密資料は、この協定に基いて通報されないものとし、資材、設備及び装置の移動又は役務の供与が機密資料の通報を含む場合には、日本国政府又は同政府が授權することがあるその管轄の記録を保持し、かつ、これらの事項について合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次報告を行うことに同意する。日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、合衆国原子力委員会の代表者が、質貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を隨時観察することを許可する。

C 日本国政府は、この協定に従つて建設される実験用原子炉に關し、その出力水準及び原子炉燃料の燃焼についての記録を保持し、かつ、これらの事項について合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次報告を行うことに同意する。日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、合衆国原子力委員会の代表者が、質貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を隨時観察することを許可する。

A 第八条

日本国政府は、次のことを保障する。
A 第七条に定める保管の措置を維持すること。

替えを必要とするときは、その燃料要素は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に返還されるものとし、放射能を失つた燃料要素の形状及び内容は、合意される場合を除き、原子炉から取り出した後合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に引き渡されるまでの間は、変更してはならない。

第五条

措置を維持することに同意する。

B 日本国政府は、日本国政府又は同政府が授權することがあるその管轄の下にある者がこの協定に基いてアメリカ合衆国において質借し、又は購入した他のすべての原子炉用資材（設備及び装置を含む）が、別段の合意がある場合を除き、日本国政府が建設し及び操作することを決定する実験用原子炉の設計、建設及び操作並びにこれらに関連する研究のためにのみ使用されることを確保するため必要な保管の措置を維持することに同意する。

A 第六条

機密資料は、この協定に基いて通報されないものとし、資材、設備及び装置の移動又は役務の供与が機密資料の通報を含む場合には、日本国政府又は同政府が授權することがあるその管轄の記録を保持し、かつ、これらの事項について合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次報告を行うことに同意する。日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、合衆国原子力委員会の代表者が、質貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を隨時観察することを許可する。

B 日本国政府は、この協定に従つて建設される実験用原子炉に關し、その出力水準及び原子炉燃料の燃焼についての記録を保持し、かつ、これらの事項について合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次報告を行うことに同意する。日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、合衆国原子力委員会の代表者が、質貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を隨時観察することを許可する。

C 日本国政府は、この協定に従つて建設される実験用原子炉に關し、その出力水準及び原子炉燃料の燃焼についての記録を保持し、かつ、これらの事項について合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府に年次報告を行うことに同意する。日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府の要請があるときは、合衆国原子力委員会の代表者が、質貸された資材の状態及び使用並びにその資材が使用されている原子炉の運転状態を隨時観察することを許可する。

A 日本国政府は、合衆国原子力委員会によつて代表されるアメリカ合衆国政府によって代表されるアメリカ合衆国政府が質貸した同位元素U-120三十五を濃縮したウランがこの協定に従つて合意される目的のためにのみ使用されることを確保するため、及びそのウランの保全の確保のため必要な保管のこと。

A 第八条

日本国政府は、次のことを保障する。
A 第七条に定める保管の措置を維持すること。

